



# 都城市障がい福祉計画

【第6期計画】：令和3年度～令和5年度

# 都城市障がい児福祉計画

【第2期計画】：令和3年度～令和5年度

【概要版】

令和3年4月

都城市



# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

国の基本指針及び第5期計画の実績並びに本市の実情を踏まえ、本市における障害福祉サービス、地域生活支援事業、障がい児通所支援サービス等について令和5年度末における目標数値を設定し、各年度のサービス見込量と確保のための方策を定めるものです。

また、児童福祉法第33条の20に規定された「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）」を一体の計画として策定します。

## 2 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの第6期計画として策定します。

## 3 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定による市町村障害福祉計画・障害児福祉計画であり、令和2年度から令和5年度を計画期間とする「第4期都城市障がい者計画」に係る実施計画的な位置付けのものとして、両計画の整合性をもって策定するものです。

## 4 計画の進捗状況及び分析・評価

本計画に掲げた成果目標の達成や活動指標の見込量を確保するための方策の実施を確実なものにするため、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行うとともに、毎年、計画の進捗状況を都城市障害者施策推進協議会に報告し、意見を求めることとします。

## 5 計画の基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。また、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進め、地域全体で対応するシステムの構築を目指します。

## 6 計画の策定体制

本計画を策定するに当たり、関係機関との協議や、サービス提供事業者へのアンケート調査を行いました。また、障害者基本法第36条第4項に基づく、障がい者福祉に精通する学識経験者や当事者団体の代表者などで構成する都城市障害者施策推進協議会から意見聴取を行い、パブリックコメントの実施を経て策定しました。

## 第2章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目標値として設定します。

令和元年度末の施設入所者数	【目標値】 令和5年度末の地域移行者数
236人	15人

#### (2) 福祉施設の入所者数の削減に関する目標

第6期計画の目標値を令和元年度末時点より増加させないことを、目標値として設定します。

令和元年度末の施設入所者数	【目標値】 令和5年度末の施設入所者数
236人	令和元年度末以下とする

### 2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### (1) 地域生活支援拠点等における機能の充実・強化に関する目標

令和4年度末までに1か所の地域生活支援拠点等を整備し、その後、年1回以上、運用状況について検証、検討することを、目標値として設定します。

事 項	令和元年度末	【目標値】 令和5年度末
地域生活支援拠点等の数	0か所	1か所
検証・検討の頻度	—	年1回以上

### 3 福祉施設から一般就労への移行等

#### (1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

##### a 福祉施設から一般就労への移行

令和5年度末までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを目標値として設定します。

令和元年度末の一般就労移行者数	【目標値】 令和5年度末の一般就労移行者数
26人	34人

※(1)のaにおける福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）を指す。

**b 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数（新）**

令和5年度末までに令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを目標値として設定します。

令和元年度末の移行者数	【目標値】 令和5年度末の移行者数
11人	15人

**c 就労継続支援事業等の移行者数（新）**

就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、それぞれ、令和5年度末までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上を目指すこととします。

就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数のうち、7割が就労定着支援を利用することとします。

就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

事 項	令和元年度末	【目標値】 令和5年度末
就労継続支援A型からの移行者数	7人	9人
就労継続支援B型からの移行者数	8人	10人
一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の利用者数	—	24人
就労定着支援事業による就労定着率8割以上の事業所数	—	3事業所

#### 4 障がい児支援の提供体制の整備等

##### (1) 障がい児支援の提供体制に関する目標

児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業所、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所及び医療的ケア児支援のための協議の場の設置については現状維持を目標値として設定します。同時に、医療的ケア児等コーディネーターの配置を新たな目標とします。

事 項		令和元年度末	【目標値】 令和5年度末
児童発達支援センターの設置数		2 か所	2 か所
保育所等訪問支援の利用できる体制		有 (9 か所)	有 (9 か所以上)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	児童発達支援	4 か所	4 か所以上
	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	3 か所	3 か所以上
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 (追加)		児童部会及び重症心身障がい児(者)部会にて協議の場を設置済	・児童部会及び重症心身障がい児(者)部会にて協議の場を設置 ・医療的ケア児等コーディネーターの配置

#### 5 相談支援体制の充実・強化等 (新)

##### (1) 相談支援体制の充実・強化等に関する目標

基幹相談支援センター等を活用しながら、地域の相談支援体制の充実・強化を図ることを目標とします。

相談支援体制の充実・強化等に向けた体の確保	令和元年度末	【目標値】 令和5年度末
	確保済み	維持

#### 6 障害福祉サービス等の質の向上 (新)

##### (1) 障害福祉サービス等の質の向上に関する目標

令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるため、研修や審査結果等を活用した提供体制の構築を目標とします。

障害福祉サービスの質の向上を図るための体制の構築	令和元年度末の体制	【目標値】 令和5年度末の体制
	未構築	構築

### 第3章 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

#### 1 各年度におけるサービス種類ごとの必要な量の見込み

##### ○訪問系サービス

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数(人)	見込量(時間)	利用者数(人)	見込量(時間)	利用者数(人)	見込量(時間)
居宅介護	306	5,555	325	5,797	343	6,039
重度訪問介護	4	1,530	4	1,530	4	1,530
同行援護	45	1,177	45	1,253	45	1,329
行動援護	9	414	10	460	11	506
重度障害者等包括支援	1	184	1	184	1	184

##### ○日中活動系サービス

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数(人)	見込量(人日)	利用者数(人)	見込量(人日)	利用者数(人)	見込量(人日)
生活介護	440	8,824	443	8,884	446	8,944
自立訓練(機能訓練)	3	53	3	53	3	53
自立訓練(生活訓練)	28	479	29	513	30	546
就労移行支援	40	720	44	792	48	864
就労継続支援(A型)	120	2,400	130	2,600	140	2,800
就労継続支援(B型)	412	7,416	442	7,956	472	8,496
就労定着支援	36		39		42	
療養介護	42		43		44	
短期入所(福祉型)	96	576	98	588	101	606
短期入所(医療型)	8	72	9	81	10	90

##### ○居住系サービス

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数(人)		利用者数(人)		利用者数(人)	
自立生活援助	1		1		1	
共同生活援助	185		200		215	
施設入所支援	236		236		236	

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	設置か所(か所)	検証・検討(回)	設置か所(か所)	検証・検討(回)	設置か所(か所)	検証・検討(回)
地域生活支援拠点等(新)	0	0	1	1	1	1

##### ○相談支援

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数(人)		利用者数(人)		利用者数(人)	
計画相談支援	365		398		431	
地域移行支援	2		3		4	
地域定着支援	28		33		38	

##### ○障がい児通所支援

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数(人)	見込量(人日)	利用者数(人)	見込量(人日)	利用者数(人)	見込量(人日)
児童発達支援	242	2,236	272	2,518	308	2,800
医療型児童発達支援	1	2	1	2	1	2
放課後等デイサービス	402	5,226	432	5,616	462	6,006
保育所等訪問支援	54	88	64	106	74	124
居宅訪問型児童発達支援	0	0	1	5	1	5

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)
障害児相談支援	178	203	228
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	0人	1人	1人

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(新)

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議	開催回数	12回	12回	12回
	関係者の参加人数	180人	180人	180人
	目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)
精神障がい者地域移行支援	1	1	1
精神障がい者地域定着支援	25	30	34
精神障がい者共同生活援助	56	60	65
精神障がい者自立生活援助	1	1	1

○相談支援体制の充実・強化のための取組(新)

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	総合的・専門的な相談支援の実施	基幹相談支援センター設置済み	基幹相談支援センター設置済み	基幹相談支援センター設置済み
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	688件	688件	688件
	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援件数	9件	9件	9件
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回

- 1 人=年度内の一月あたりの平均利用人数
- 2 時間=年度内の一月あたりの平均利用時間
- 3 人日=月間の利用人数×一人一月あたりの平均利用日数
- 4 (人) =年度内の一月あたりの平均利用人数



○障害福祉サービス等の質の向上のための取組（新）

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他研修への参加人数		15人	15人	15人
障害者自立支援システムによる審査結果	事業所や関係自治体と共有する体制の有無	有	有	有
	実施回数	1回	1回	1回
指導監査の結果関係市町村との共有	関係自治体と共有する体制の有無	有	有	有
	共有回数	1回	1回	1回

## 2 障害福祉サービスの必要な見込量の確保のための方策

サービス名	見込量確保のための方策
《訪問系サービス》	
1) 居宅介護	相談支援事業者、サービス提供事業者等関係機関との連携を図り、より良いサービスを提供できる体制を整えます。
2) 重度訪問介護	
3) 同行援護	
4) 行動援護	
5) 重度障害者等包括支援	
《日中活動系サービス》	
1) 生活介護	安定したサービスの提供体制維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。
2) 自立訓練（機能訓練）	いつでも利用できるサービスの提供体制の確保について、サービス提供事業者等と連携を図ります。
3) 自立訓練（生活訓練）	
4) 就労移行支援	ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関、就労先の受け入れ企業等と連携し、職場実習等の雇用前支援から雇用後の定着支援まで継続した支援を行います。
5) 就労継続支援（A型）	障がい者の就労の場を幅広く確保する観点から、障害者自立支援協議会の専門部会や関係機関と連携を図ります。また、障がい者の能力の開発・向上を目指すため、これまでの作業内容とは異なる事業を行う事業者を開拓し、障がい者の選択肢の幅を広げます。
6) 就労継続支援（B型）	
7) 就労定着支援	障害者自立支援協議会の専門部会等を活用し、サービス提供事業者等との連携を図ります。
8) 療養介護	医療機関と連携することにより見込量の確保に努めます。
9) 短期入所（福祉型・医療型）	事業者と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。特に、医療的ケアを必要とする障がい児（者）が利用できる事業所が増えるよう関係機関へ働きかけます。
《居住系サービス》	
1) 自立生活援助	関係機関と連携して、安定したサービスの提供体制を整えます。
2) 共同生活援助（GH）	住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう関係機関等と連携を図り、グループホームの開設を促します。
3) 施設入所支援	適切なサービス提供ができる体制を整えます。また、施設から地域生活への移行を促進するため、地域生活をする上でのサービス提供体制を整えます。
4) 地域生活拠点等	自立支援協議会等を活用し、令和4年度までに整備を進めます。また、年1回以上の検証・検討の体制を確立します。
《相談支援》	
1) 計画相談支援	円滑なサービスの利用につなげるため、事業者及び相談支援専門員の確保及び資質の向上に努めます。
2) 地域移行支援	関係機関等に対し、地域移行へ向けた意欲の喚起、サービス利用の推奨、周知を図ります。また、宅地建物取引業者との情報交換を行い、住まいの確保に努めます。
3) 地域定着支援	必要な支援が提供できるよう相談支援事業者との連携を図り、必要なサービス量を確保します。

サービス名	見込量確保のための方策
《障害児通所支援・相談支援等》	
1) 児童発達支援	サービス提供事業者の確保及び質の向上に努めます。また、関係機関と連携し、支援の提供体制を整えます。
2) 医療型児童発達支援	近隣市町村に利用できる施設が設置されるよう、宮崎県と連携しながら関係機関への制度の周知を行います。
3) 放課後等デイサービス	サービス提供事業者の確保及び質の向上に努めます。また、関係機関と連携し、支援の提供体制を整えます。
4) 保育所等訪問支援	サービス提供事業者の確保及び質の向上に努めます。また、関係機関と連携し、支援の提供体制を整えます。
5) 居宅訪問型児童発達支援	近隣市町村に利用できる施設が設置されるよう、宮崎県と連携し制度の周知を図ります。
6) 障害児相談支援	事業所及び相談支援員の確保及び資質向上に努めます。また、関係機関と連携し、支援の提供体制を整えます。
7) 医療的ケア児支援コーディネート者の配置	医療的ケアを必要とする障がい児の支援が安心して行えるよう、配置に努めます。
《精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（新）》	
1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場	自立支援協議会の運営会議、年2回開催される全体会を活用して協議、目標設定及び評価を行います。
2) 精神障がい者の地域移行、地域定着、共同生活、自立生活	精神科病院関係者、計画相談支援事業者、障害福祉サービス提供事業者等と連携して移行体制を整備します。また、地域における精神障がい者への理解を深めるため、民生委員・児童委員に対し、啓発を行います。
《相談支援体制の充実・強化のための取組（新）》	
1) 相談支援体制の充実・強化のための取組	基幹相談支援センター職員の質の向上を目指し、関係機関との連携を強化します。
《障害福祉サービス等の質の向上（新）》	
1) 障害福祉サービス等の質の向上	障がい福祉担当の職員等が積極的に参加できる体制を構築します。また、障害福祉サービス提供事業者に対して指導・助言等ができる体制を構築します。

## 第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項

### 1 各年度における事業の種類ごとの量の見込み

事業名	事業量の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 相談支援事業			
① 障害者相談支援事業 【実施見込か所数】	2 か所	2 か所	2 か所
基幹相談支援センター 【設置の有無】	有	有	有
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 【実施の有無】	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業 【実施の有無】	有	有	有
(2) 成年後見制度利用支援事業			
上段【申立要請件数】	5	5	5
下段【報酬助成件数】	7	8	9
(3) 意思疎通支援事業			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 【派遣回数】	312	315	318
② 手話通訳者設置事業 【設置人数】	1	1	1
(4) 日常生活用具給付等事業			
① 介護・訓練支援用具 【給付等件数】	19	20	25
② 自立生活支援用具 【給付等件数】	31	31	34
③ 在宅療養等支援用具 【給付等件数】	27	48	31
④ 情報・意思疎通支援用具 【給付等件数】	22	22	22
⑤ 排泄管理支援用具 【給付等件数】	4,442	4,517	4,592
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 【給付等件数】	10	11	12
(5) 移動支援事業（外出介護事業）			
上段【利用者数】	171	173	175
下段【利用時間】	18,755	19,162	19,569
(6) 地域活動支援センター事業			
I型 【利用者数】	20	20	20
(7) その他の事業			
① 訪問入浴サービス事業 【利用回数】	593	619	645
② 日中一時支援事業 【利用者数】	253	254	255
社会参加促進事業			
③ 点字・声の広報等発行事業 【実施の有無】	有	有	有
④ 手話奉仕員養成研修事業 【修了者数】	55	55	55
⑤ 巡回支援専門員整備事業 【相談実施回数】	88	88	88

## 2 実施する地域生活支援事業及び見込量確保のための方策

事業名		見込量確保のための方策
1) 相談支援事業	障害者相談支援事業	基幹相談支援センターと連携し、必要な人材の確保・育成に努めます。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	障がい者の総合相談窓口としての役割を担うとともに、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成を行い、相談支援事業の強化を図ります。
	住宅入居等支援事業	地域定着支援実施事業者、宅地建物取引協同組合等と連携を図り、適切な支援を実施します。
2) 成年後見制度利用支援事業		制度や利用支援事業の周知・啓発を行います。制度の利用を通して、障がい者の権利擁護を推進します。
3) 意思疎通支援事業		手話通訳者や要約筆記者の派遣制度を周知し、利用促進を図ります。
4) 日常生活用具給付等事業		制度や用具の周知に努めるとともに、必要に応じて対象用具の性能の範囲や対象品目を拡充するなど事業を推進します。
5) 移動支援事業		事業の啓発を図り、利用を促進します。
6) 地域活動支援センター機能強化事業		障がい者が柔軟に利用できる地域活動支援センターの確保に努めます。
7) その他の事業	訪問入浴サービス事業	安定したサービスの供給体制を維持しながら実施します。
	日中一時支援事業	利用ニーズに応じた体制整備を進め、地域生活支援の充実を図ります。
	点字・声の広報等発行事業	点字図書館に委託を行い、文字による情報入手が困難な障がい者への情報提供を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	養成講座を実施し、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の増加を目指します。
	巡回支援専門員整備事業	早期療育に取り組んでいる社会福祉法人に事業を委託して実施します。